

「今後の生駒市立小・中学校のあり方について(案)」に対するパブリックコメントにおける意見及び検討委員会の考え方(案)

資料 2

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
1	「第1編 生駒市における小中一貫教育の方向性」について	P4の小中一貫教育の意義の箇所について、今後は答申案でも示されているように多様性、多様な教育活動が重要になってくると考えられることから、従来の一斉教育だけでなく、多様なアプローチが必要となってくるため、⑧として、「一貫校とすることで、子どもたちの多様性、発達におけるニーズに地域全体できめ細かに答えることができるようになる。今後、多様な教育手段、学校のあり方を用意するよう引き続き委員会等で検討していく。」という文言を追加してはどうか。	ご意見のとおり、小中一貫教育においては、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな指導を行うことができること等が意義となっていることから、地域においても、9年間を通した子どもたちの多様性、発達段階に応じた協働活動がなされることが期待されることから、同趣旨の内容を追記いたします。もっとも、今後も引き続き、多様な教育手段、学校のあり方を検討していくことは教育委員会において実施されるべきものであると考えています。	P4 2 小中一貫教育の推進 (1)小中一貫教育の意義	次の項目を追加します。 ⑧9年間の小中一貫教育により、子どもたちの多様性、発達段階に応じた地域等との協働活動が期待できる。
2		「小中一貫教育を推進する」とあるが、小学生と中学生では、体格・体力の発達段階が異なり、弊害が大きい。 また、小中一貫教育を行うことにより、教員の負担増や小中間の連携、特別教室の整備等に課題がある。	本市における小中一貫教育の方向性については、答申案にも示しているとおり、平成28年度から実施している生駒北小中学校における小中一貫教育の成果や課題、全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、委員会としては小中一貫教育を進めていくべきであると判断したものです。	原案のとおりとします。	
3		小中一貫教育の推進形態を分類されているが、児童生徒数、学校規模、各校の特性等のハード面のみで安易に進められているように思う。他自治体では様々な問題があることを把握していただきたい。子どもたちや教職員への負担が大きく、大きな問題になっている学校があることから、今後の生駒市における小中一貫教育の方向性について、反対する。	ご意見をいただいている課題等については、2ページの小中一貫教育の課題や5ページ以降の小中一貫教育の推進形態の違いにおける課題において、想定をしていることから、小中一貫教育の実施に当たっては、教員の負担軽減を図る取組や小中間の円滑な意思疎通を図ることができる組織マネジメント等を進めていく必要があると考えています。		
4		小中一貫教育の成果について、漠然としている。自己肯定感や自己有用感が育ったとあるが、どのようなデータから結論付けられたのか。小中一貫教育の成果よりも、進めることによる課題の方が大きな問題ではないのか。 小中一貫教育を進めることによって、子どもたちのためになるのかをしっかりと考えてもらいたい。	小中一貫教育の成果については、答申案の2、3ページで、平成28年度から実施している生駒北小中学校における小中一貫教育の成果や平成30年度の全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、示させていただいているものです。小中一貫教育を進めるに当たっては、ご意見のとおり、もちろん課題もあることから、上記の考え方のとおり、想定される課題に対する取組を講じつつ、小中一貫教育が円滑に進められるよう取り組んでいくべきものであると考えています。	原案のとおりとします。	
5		「中1ギャップ」の解消のために小中一貫教育を進めるとなっているが、「中1ギャップ」は感じるべきものであると考える。	「中1ギャップ」については、小学校生活と中学校生活における生活リズムやクラス担任制から教科担任制への変化等により、不登校やいじめの増加などの問題が懸念されています。これらについては、教育的にはできる限り生じることのないよう取り組んでいくべきものであり、そのための手法として小中一貫教育を挙げているものです。今後も教育の充実に向け、「中1ギャップ」の解消も含めた様々な取組を進めていく必要があると考えています。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
6	「第1編 生駒市における小中一貫教育の方向性」について	小中一貫教育については、すでに生駒北小中学校において実施されているが、成果や長所、問題点等が明確にされずに他の地域に適用していくのは妥当ではない。小規模であれば、異学年交流も可能になるとは考えるが、児童生徒数が600人、800人となれば、事実上学年を超えた交流は不可能ではないか。また、英語等の乗り入れ指導だけをピックアップして教育効果があったというだけでは根拠としては乏しいと考える。	小中一貫教育については、答申案の2、3ページで示している生駒北小中学校における成果及び課題等を踏まえ、推進していくべきと判断したものです。 小中一貫教育の実施に当たっては、ご意見のとおり、推進形態や学校規模、地域特性等により、それぞれの学校で課題等は異なってくるものであり、一定規模以上の小中一貫教育における異学年交流については、やりづらくなるとは考えられます。 しかし、答申案6・7ページの小中一貫教育の実施による期待できる連携内容にも示しているとおり、小中一貫教育の効果は異学年交流だけではなく、様々なものが考えられ、大きな効果が得られると判断したことから、本答申案で小中一貫教育を推進していくべきとさせていただいたものです。	原案のとおりとします。	
7		今後の小中一貫教育に賛成する。その環境を活かし、多様な学びがしやすくなるのではという期待があるからである。異学年による学習やグループ学習により、「教えてもらう」から「自ら学びにいく」姿勢は授業が楽しくなり、将来生きる力にもなる。英語やプログラミングのスキルも大切にしつつ、進めていってほしい。	小中一貫教育については、異学年交流や乗り入れ指導等による様々なメリットがあり、すべての推進形態においても最大限の効果が得られるよう、今後答申後に教育委員会において、小中一貫教育の実施に伴う教職員への負担軽減等の取組を含めて検討することとなります。	原案のとおりとします。	
8		生駒北小中学校の小中一貫教育については、小規模・同一施設内ということが大きなメリットとして挙げられる。施設分離型での大規模な小中一貫教育となる場合の具体的なメリット・デメリットの洗い出しと進めるに当たっての具体的な方法についての情報を随時分かりやすい形で情報提供いただきたい。また、今後も市民の意見を募りながら進められることを要望する。今回の生駒南第二小学校の統合については、生駒南第二小学校を廃校するのではなく、特色のある教育をする学校のモデル校として、市の教育改革の一つとなるような学校教育を始めることが地域の活性化にもつながるのではないかと考える。従来通りの一斉教育ではなく、対話をもって教育の柱とするオルタナティブ教育を行う学校として、他自治体においても進められているところがあることから、多様性を認める魅力ある学校づくりをお願いしたい。	施設分離型の小中一貫教育については、施設一体型と比較した場合、ご意見のとおり取組内容や効果が異なることを想定しています。推進形態の違いによる具体的なメリット・デメリットや今後の進め方等については、先進的に既に小中一貫教育を進めている他の学校等も参考にしながら市民の方にもお知らせするように教育委員会に対して要望していきたいと思っております。また、特色ある教育を行う学校のモデル校の設置については、教育委員会からの諮問事項とは異なることから、本検討委員会の今回の検討対象外となります。教育の充実に向けた取組については、別途教育委員会内で検討されるべきものと考えておりますが、例えば、イエナプラン教育校を設置予定の広島県福山市においては、学校規模の適正化を図るため、学校再編計画の中でイエナプラン教育を行う学校を新たに設置するものとなっています。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
9	「第1編 生駒市における小中一貫教育の方向性」について	小中一貫教育の推進に関して、小学校・中学校の単位にとらわれず、義務教育9年間を通して子どもたちをみていくという視点には共感する。日常的に子どもたちの状況について情報交換することは、子どもの背景やこれまでの変容を知り、きめ細かな指導・支援をすることにつながると考える。ただし、施設一体型の生駒北小中学校と同様の教育効果が、施設隣接型や施設分離型でも得られるかどうかは今後も検討が必要であると考ええる。特に、施設分離型の小中一貫教育については、現状の業務の削減や行事の精選などといったことが不可欠となり、カリキュラムの擦り合わせなど、膨大な時間と労力が必要となる。小中一貫教育を実効的にするためにも、コーディネーター的な枠割を担う人材の配置が必要となるのではないかな。	小中一貫教育の推進による効果については、推進形態の違いによって異なってくるものであると考えています。また、ご意見のとおり、施設分離型の場合においては、移動距離の問題等の課題もあることから、教職員の負担が増えないような取組についても併せて検討すべきであると考えています。	原案のとおりとします。	
10		望ましい学校規模の基準については概ね賛成だが、基準を満たさない場合であっても、統廃合という形ではなく、従来の行事や部活動のあり方を変えるのも一つではないか。他校との合同での実施という選択肢もあり、むしろ小規模を活かし、市内全域からの通学を認める特色のある教育を行う学校を設置するといった方法もあるのではないかな。	No8の回答と同じ。	原案のとおりとします。	
11	「第2編 第2章 学校規模適正化等についての基本的な考え方」について	答申案に示されている適正規模について、何をもって適正規模としているのかが分からない。	国が示している基準や他市の状況、大規模校・小規模校のメリット・デメリットを考慮した上で、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく」という学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと判断したことから、「望ましい学校規模の基準」を設定したものです。 生駒南第二小学校については、小規模校のメリットを活かして学校運営がなされているとは考えられますが、今回の検討においては、本基準等に従って総合的に判断した結果、方向性として取りまとめたものとなっています。	原案のとおりとします。	
12		「望ましい学校規模」というものを児童数のみで判断するのはおかしい。生駒南第二小学校は、地域と連携し、小規模としての良さを活かしている。			
13		P25、(2)「望ましい学校配置(通学距離)基準の考え方等において、④の後に「※今後統廃合については、地域住民説明会、保護者説明会を実施の上、十分な対話を行いながら決定していく」と追記をお願いしたい。			
			P30以降の「3 今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について」において示しているとおり、答申後に教育委員会において、学校規模適正化の方向性が決定される時点においては、地域等との十分な協議を行うことを求めていることから、ご意見の内容については、今後、教育委員会での学校規模適正化の方向性の策定段階において検討されるべきものであると考えています。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
14		「今後の生駒市立小・中学校のあり方について(案)」に反対する。生駒南第二小学校に新たにこども園・小学校・中学校一貫の育ちの場として生まれ変わらせることを提案する。生駒南第二小学校がまちの一部であり、これまでの地域活動を踏みにじるものである。 生駒南第二小学校を幼稚園と義務教育学校からなる12年間の幼小中混在校として併設できれば、共働き世帯を呼び込むことができる。	今回の答申案については、あくまでも教育的な視点から、「望ましい学校規模」・「望ましい学校配置」の基準を定め、それらの基準等に従って総合的に検討した結果として、中学校区ごとに学校規模適正化に向けた方向性を取りまとめたものとなっています。ご意見の内容については、教育委員会からの諮問事項とは異なるものであることから、本検討委員会の今回の検討対象外となります。 答申後に市・教育委員会において、学校規模適正化の方向性の策定段階で、まちづくりの視点も含めた検討がなされることから、ご意見の内容については、今後の検討課題として承ります。	原案のとおりとします。	
15	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	市の児童生徒数が減少し、かつ「学校規模の偏り」があるとの指摘がされているが、なぜ「学校規模の偏り」があるのかという視点が欠落した議論となっており、あまりにも乱暴であると思う。ますます「偏り」が増幅することにつながり、市の将来に今以上の差し障りが危惧される。 また、「将来を見据えて」となっているが、将来を見据えるなら、行政として横の連携を強化した広い視点での一貫性を持った方向を考えるべきである。 小中一貫教育について、大きな懸念事項もなく、円滑に進められることは考えられない。新しい取組には多くの課題を見つけてより良い内容に収れんしていくものと思います。 「小中一貫校」と「小中一貫教育校」を区別している点についても、市の考え方なのか、他機関等からの明示なのかを明らかにしてもらいたい。 評価項目として、安全性(通学条件)が示されているが、道路事情、交通事情、経路事情等がどのように考慮されているのか、子どもの安全確保が絶対条件としていることを具体的かつ詳細に表していただきたい。 本来は地域の活性化と発展を図るべき立場の行政が責任ある対策を怠ったまま、その結果としての現状を単に地域住民及び子どもたちへ負担を押し付けるような方法は反対する。地域が活性化していくことができる視点が含まれた「あり方」の策定をお願いしたい。	本検討委員会における今回の検討については、答申案21ページの「学校規模適正化を検討するに当たっての視点」において示しているとおり、教育的な視点を中心に議論を行い、取りまとめたものです。 学校規模の偏り、児童生徒数の偏りについては、市のまちづくりにも関わってくることから、今回の検討では行わず、答申後に学校規模適正化の方向性が教育委員会で決定される際に、まちづくりの視点も含めて検討されるものであると考えているとともに、答申案30ページ以降において、関係者と十分な協議を行うよう本検討委員会からも要望をしています。 また、小中一貫教育の課題については、上記の考え方でも示しているとおり、小中一貫教育を進めるに当たっては課題もあることから、円滑に進められるよう取り組んでいくべきものであると考えています。 また、評価項目として示している安全性(通学条件)については、ご意見のとおり、児童生徒の通学の安全確保を前提として、P41に記載している評価基準に従って評価しているものです。さらに、P31の「今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について」において、通学が遠方となる場合には、児童生徒の通学負担及び保護者の経済負担の軽減に努めるよう、本検討委員会として教育委員会に対して要望しているところです。	原案のとおりとします。	
16		市の経費節約や予算の収支改善のために、子どもたちの教育環境に対して影響を与えるようなことを避けていただきたい。今回の生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合や生駒南小学校と生駒南中学校の敷地に小中一貫校を作るという案が、保護者や教職員に理解が得られないまま、進めることは避けていただきたい。			

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
17	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	学校の統合を検討するよりも、子育て世代が引越してきたいまちづくりを目指してはどうか。	上記回答と同じ。	原案のとおりとします。	
18		答申案では、生駒南第二小学校の児童を生駒南中学校に進学させる検討もされているが、萩の台地区、萩の台住宅地区は、大瀬中学校の方が近接しており、竜田川や国道168号線も通らず通学できるようになっていることから、生駒南中学校に通学となった場合、生徒の通学の負担が増す。	今回のパブリックコメントは、生駒市教育委員会からの諮問に基づき、生駒市学校教育のあり方検討委員会において、小中一貫教育の方向性と学校規模の適正化の方向性を内容とする今後の生駒市立小・中学校のあり方について検討を行っている過程で実施しているものです。 本検討委員会としては、答申案P21で示している教育的な視点を中心として検討を行い、大規模校・小規模校のメリット・デメリットも踏まえ、今回本検討委員会として決定した「望ましい学校規模の基準」及び「望ましい学校配置の基準」に従って検討した結果、通学区域の変更を伴わないなどの前提条件下においては、案で示したとおり生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合が一定の学校規模を確保するに当たって、有効な手法の一つであると判断したものです。 しかし、最終的な生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性については、今後、本検討委員会からの答申後に市及び教育委員会において、検討・決定されるものです。 なお、ご意見の生駒南小と生駒南第二小が統合することとなった場合における具体的な方法、通学路の安全確保や跡地利用、コミュニティの活性化等の課題については、教育委員会に対して、地域住民や保護者などの関係者と十分協議して進めるよう、答申案P30「3 今後の学校規模適正化の検討に当たっての今後の進め方について」において要望しているところです。 ただし、今回実施したパブリックコメントにおいて、市民等の方々から多くのご意見をいただいたことを踏まえ、多数の意見が寄せられたことを追記させていただきます。	P31 3 今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について	今回のパブリックコメントにおいて多数の意見が寄せられた旨について、追記します。
19		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に反対である。答申案では、生駒南小学校の敷地への統合が案として示されているが、生駒南第二小学校の児童が生駒南小学校へ通学するには距離が非常に遠くなり、徒歩では交通量が非常に多い国道168号線を通らざるを得ず、非常に危険であり、公共交通機関を使うにしても、保護者の経済的負担が大きくなる。			
20		学校の廃校にあたっては、事前に廃校の可能性の周知などが必要であり、非常に長い時間が必要にもかかわらず、今回の発表は拙速ではないか。			
21		生駒南第二小学校は地域住民が様々な学校行事や防災訓練の拠点として参加協力し、学校を中心としてコミュニティが形成されている。生駒南第二小が統合した場合、避難所などの防災拠点はどうか。			
22		生駒南第二小学校が生駒南小学校の敷地へ統合される場合、生駒南第二小学校区のコミュニティが低下するとともに、現在高齢化が進み、ちょうど住民の入れ替わり時期にきている萩の台地区の子育て世代の流入が妨げられ、さらに地区の衰退、地域コミュニティの崩壊につながる。			
23		今回の生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合は、生駒南第二小学校区の人口の減少が発端のようだが、現在ゆっくりではあるが、当地区では世代交代が進行しつつあるように認識している。 もし、国道168号線バイパスが整備されれば、さらに人口の増加が見込まれることから、生駒南第二小を存続させることにより、さらに地域の活性化につながるのではないか。			

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
24	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	今回の生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合は、教育予算の削減、財政支出の抑制のために検討されているのではないか。	上記回答と同じ。	原案のとおりとします。	
25		この案に賛成である。通学の安全面などの課題はあるが、パトロールで補っていけばいいのではないか。生駒南第二小学校の少人数で慣れ過ぎてしている子どもたちが卒業後、大瀬中学校の大人数という急激な変化に慣れるのはしんどいのではないかと考えていたことから、早めに生駒南小学校の子どもたちと慣れてもらいたい。			
26		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に反対である。令和元年5月1日現在の児童数では、生駒南小424名、生駒南第二小211名となっているが、このまま統合すれば、635名となり、現在の生駒南小では狭隘ではないか。また、小学校のクラス定員は1クラス30人以下であるが、その原則が守られないのではないか。	生駒南小学校と生駒南第二小学校が生駒南小学校の敷地に統合となる際の具体的な対応については、今後、教育委員会において別途検討されるものであり、教育環境の後退につながることはないように進めていく必要があると考えています。なお、小学校1学級当たりの児童数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律において、40人(第1学年については35人)と規定されています。1学級当たりの児童生徒数については、答申案P23において示しているとおり、市財政への影響による実現性や現在大きな問題点が見受けられないという理由から、現行の基準が妥当と判断したものです。	原案のとおりとします。	
27		全国でも以前から学校の統廃合が行われていることから、統廃合が行われた地域の変化や実情等についての様子を伝えてもらいたい。	本検討委員会からの答申を受け、最終的な学校規模適正化の方向性が教育委員会において策定される際には、教育委員会から、丁寧な説明と他自治体における統廃合の事例等の情報提供がなされて然るべきであると考え、答申案P30において、教育委員会に対し要望もしています。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
28	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に反対である。 小規模校だからこそ、学年を超えた縦の関係が強くなり、地域との距離が近いことで様々な人とのコミュニケーションが可能となるのではないか。小規模校では、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育を行うことができるメリットの方が大きく、生駒南第二小学校では地域に根差した学校運営が行われている。 小規模校なのであれば、余裕教室を地域の活動に供するなどといった柔軟な活用方法を検討すればいいのではないか。	小規模校のメリットについては、ご意見のとおり、児童生徒一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導が行いやすい、保護者や地域との連携が取りやすい等の事項を答申案P21において挙げています。 本検討委員会としては、このような小規模校、大規模校それぞれのメリット・デメリットを踏まえつつ、生駒市の「望ましい学校規模の基準」「望ましい学校配置の基準」を定め、本基準等に従って総合的に検討を行った結果、答申案として、各市立小・中学校の学校規模適正化の方向性を取りまとめたものです。 また、学校施設の有効活用については、学校運営に支障をきたさない範囲において小規模校に限らず積極的に地域活動等において活用していくべきものと考えています。	原案のとおりとします。	
29		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に反対である。 小規模校のメリットである児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導という特性を活かして、校長先生をはじめ、各先生方がそれを理解され、各家庭のサポートをしっかりとされている。 生駒南第二小の小規模校を良いと考えて通学させている。			
30		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合には反対である。 子どもたちが安全にかつ充実した学校生活を送るためにはどうすべきを第一優先に検討いただきたい。	今回の検討においては、答申案P21において示しているとおり、「児童生徒にとって望ましい小・中学校の教育環境のあり方を量的・質的の両面で協議し、望ましい学校規模等を検討する」という教育的な視点を中心として、検討を行っています。したがって、ご意見のとおり、子どもたちが安全かつ充実した学校生活を送るためということについては、検討に当たっての前提として検討を行っています。 また、本検討委員会からの答申後、市・教育委員会において、生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性が決定された後に、子どもたちの教育環境の充実のため、通学方法等の詳細な内容については検討を進めていくべきものであると考えています。	原案のとおりとします。	
31		小・中学校の統廃合は、以前住んでいたアメリカでもあった。日本と比べて、異なる点は、統廃合の結果、通学距離や時間が長くなる児童や保護者のケアがどれだけしっかりしているかではないかと思う。 例えば、アメリカでは、スクールバスが、小・中学校ともに利用されている。統廃合があっても、廃校が起きた地区の住民に負担がかからないような施策が必要で、地域住民もそれをしっかり主張する。 もし、仮に廃校せざるを得ない小・中学校ができた場合、その地区から新しい校区や学校に通う子どもたちのために、スクールバスを運行させることは可能ではないか。 もし、幼稚園、小学校とスクールバスが送迎することによって、通学時の安全が向上するなら、そのような地区に引っ越してきたいという新しい家族もいるのではないか。 幼稚園や小学校、中学校の統廃合によって地域の過疎化が進むのではなく、むしろ未来可能性が高まるような案も並行して考えていただきたい。			

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
32	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	生駒南小学校と生駒南第二小学校を統合するのであれば、生駒南第二小学校敷地に生駒南小学校を統合してはどうか。校庭も広く、良い環境となる。そして、生駒南小の跡地は生駒南中学校の敷地を拡張、大瀬中学校の校区の一部を生駒南中に変更すれば、大瀬中の生徒数増にも対応できるのではないか。	ご意見の内容については、P51、52において検討を行っています。 生駒南小学校を生駒南第二小学校に統合した場合、統合後の小学校と生駒南中学校、大瀬中学校との小中一貫教育が現在よりも難しくなることや仮に生駒南中学校も併せて生駒南第二小学校に移転した場合、学校敷地の広さ等の課題があることから、生駒南小学校敷地への移転の方が有効であると判断したものです。 なお、大瀬中学校の校区の一部を生駒南中学校に変更することについては、P27の学校規模適正化等の検討に当たっての前提条件・具体的な検討方法」のとおり、通学区域の変更を伴う検討を行わないことを前提条件としたことから、今回の方向性が導かれたものとなっています。なお、最終的な学校規模適正化の方向性については、答申後に市・教育委員会において、答申を踏まえつつ、検討・決定されるものであると考えています。	原案のとおりとします。	
33		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合には反対である。統合ではなく、通学区域の見直しなど別の方法を検討していただきたい。	今回の答申案については、答申案P27に示しているとおり、現在の校区における地域のコミュニティ(自治会等)や地域との協働による学校運営への配慮という点から既存の学校施設の活用を前提に通学区域の変更に関する検討を行わない等の一定の前提条件の下、検討を行ったものです。 また、小規模校・大規模校のメリット・デメリットについては、P21のとおり整理した上で、検討をしています。 答申後については、P30において示しているとおり、関係者等との十分な協議等を求めているところであり、まちづくりの視点からも検討がなされるべきものと考えています。	原案のとおりとします。	
34		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合には反対である。前提条件である通学区域の変更を伴わない理由を明確にしていきたい。隣接校選択制などの制度の見直しが必要ではないか。			
35		小中一貫校のデメリット、小規模校のメリットが十分議論されていない中で、小中一貫校化、大規模校化に向けた検討は早すぎる。 まずは、現状の問題、課題を地域住民と共有するところからスタートすべきだと思う。その上で、問題解決、課題達成のためには、安易な統廃合ではなく、20年後を見据えて特定地域だけでなく、市全体の校区の見直しを検討すべき。			
36		生駒南中学校の活性化を目的とするのであれば、生駒南中学校が大瀬中学校を選択できる地域を設定することで対応すればいいのではないか。	一定の条件下において、指定校の変更は現在も可能となっていますが、中学校については、学校間競争が生じる等の理由から隣接校選択制を認めていません。ただし、今回の答申後において、通学区域の見直しと併せて必要性も含め、検討がなされるべきものと考えています。		

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
37	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	小学校から中学校に上がる時に人間関係の新たな構築ができる。生駒南小学校と生駒南第二小学校が統合された場合、生駒南小から生駒南中にそのまま進学した場合、人間関係は変わらず、友達間のトラブルが9年間続くことになる。	小中一貫教育の実施については、いただいているご意見や答申案においても示しているとおり、様々なメリット・デメリットがあります。これらを踏まえ、今回、本検討委員会においては、小中一貫教育の意義や得られる効果が高いと考え、市として小中一貫教育を推進していくべきと判断したものです。	原案のとおりとします。	
38		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合には反対である。生駒南中学校区、大瀬中学校区の精査を先行すべきではないか。	今回の答申案については、答申案P27に示しているとおり、現在の校区における地域のコミュニティ(自治会等)や地域との協働による学校運営への配慮という点から既存の学校施設の活用を前提に通学区域の変更に関する検討を行わない等の一定の前提条件の下、検討を行ったものです。ご意見の生駒南中学校区及び大瀬中学校区についても、前提条件の下で検討を行い、P30の内容のとおり方向性を示していますが、通学区域の変更を伴う検討については、市・教育委員会において検討が行われるべきであると考えています。	原案のとおりとします。	
39		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合については、反対である。現在、生駒南第二小に通学している児童の気持ちを考慮いただきたい。また、生駒南第二小は、現在、児童数が200人を超えているのにも関わらず、統合するに値する児童数なのか明示いただきたい。児童数だけならば、生駒北小学校の検討を優先すべきではないか。	本検討委員会としては、大規模校・小規模校のメリット・デメリットも検討した上で、今回本検討委員会として決定した「望ましい学校規模の基準」及び「望ましい学校配置の基準」に従って検討した結果、通学区域の変更を伴わないなどの前提条件下においては、案で示したとおり生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合が一定の学校規模を確保するにあたって、有効な手法の一つであると判断したものです。生駒北小中学校については、ご意見のとおり小規模校となっていますが、既に施設一体型の小中一貫教育を実施していることによって、学校の活性化が図られていることから、現時点では現状の教育環境を維持することが望ましいと判断しました。	原案のとおりとします。	
40		生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合には反対である。私も小規模校で育ったが、小規模校のデメリットであるクラス替えができないことはそこまでのハイリスクなデメリットだとは感じていない。	小規模校のメリット・デメリットについては、答申案P21に示しているとおりとなっています。ご意見のクラス替えが全部または一部の学年でできないということについては、デメリットの一つとは考えられますが、答申案にあるように小規模校・大規模校において、様々なメリット・デメリットが存在するものと考えています。	原案のとおりとします。	
41		教職員の意見も聞いていただきたい。	教職員に対しては、答申案P20において学校の小規模化に関するアンケートを実施し、「望ましい」と「どちらかといえば望ましくない」を合わせた「望ましい」の割合が27.18%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」を合わせた「望ましくない」の割合が59.33%となっています。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
42	「第2編 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性」について	児童生徒数の減少については、今後の課題として把握しておく必要があり、小中一貫教育のメリット・デメリットがそれぞれ存在することも理解できる。 生駒南小学校と生駒南第二小学校が統合する場合、学童間のコミュニケーション、先生同士の連携、PTA間の連携、跡地の活用など懸案事項が多数あると思います。 今回の案については、行政の積極的な方策により、児童生徒数を増やすために何ができるかという一面から考えると別の方策が考えることができるのではないかと。本市は、住みやすさ等では県でも上位にあるが、人口の増減は横ばい状態である。共稼ぎ世帯の増加、出生数の減少等が学童の減少につながっている。	今回の検討においては、答申案P21において示しているとおり、「児童生徒にとって望ましい小・中学校の教育環境のあり方を量的・質的の両面で協議し、望ましい学校規模等を検討する」という教育的な視点を中心として、検討を行っています。 児童生徒数の減少、つまり市の人口減少については、市のまちづくりにも関わってくる内容であることから、答申後、市のまちづくりの政策等との整合性を図りながら、市・教育委員会において、まちづくりの視点も含めた学校規模適正化の方向性が検討・決定されるものと考えています。 また、本方向性に基づき、具体的に進めるに当たっては、課題等もP30に示し、教育委員会に対して要望もしていることから、地域や保護者等との十分な協議を踏まえて進められるものであると考えています。	原案のとおりとします。	
43	その他今後の生駒市立小・中学校のあり方について	答申を行う時期を1年でもずらすことはできないのか。 今回の答申案をせめて関係のある生駒南小学校区と生駒南第二小学校区の自治会に対して回覧等を実施するなどのきめ細かい配慮をお願いしたい。 また、各小学校区に対して説明会を開くなど、十分な期間をとって丁寧な意見交換をお願いしたい。	答申時期については、本検討委員会が検討状況等を踏まえ、決定しておりますが、一定の議論が尽くされたと考えていることから、現時点において延長することは考えていません。 また、本答申案のパブリックコメントについては、広く市民等の意見を募るため、市のパブリックコメント手続条例に基づき、生駒市学校教育のあり方検討委員会が実施しているもので、一定のルールに従って実施させていただいています。 ただし、答申後、最終的な学校規模適正化の方向性については、本答申を踏まえ、市・教育委員会において検討・決定されるものであることから、その際には関係者と十分な協議を行うよう、教育委員会に対して要望しています。	原案のとおりとします。	
44	教育分野全般に関することについて	通学路の整備や校舎の整備について、学校任せになっている。通学路も中途半端な対応にとどまっており、校舎についても、外壁や屋上防水が劣化している。子どもの安全や環境に関わる問題が置き去りにされている。 高木剪定についても、業者に手配し、対応すべきである。 評議員から学校に提案しても、学校の負担が増すことから、提案も控えている状況であることから、評議員からの提案について学校を通じて教育委員会から評議員にフィードバックする仕組みを構築すべきである。	学校施設の修繕について、軽微なものについては学校の判断により実施していただいているとともに、大規模なものとなる場合については、予算措置等を講じた上で、教育委員会事務局にて対応しています。 また、高木等の剪定についても、毎年度実施しているとともに、危険が伴うものについても、適宜業者による剪定を実施しています。 通学路の安全については、学校や自治会等からの要望により、毎年度関係機関とともに安全点検を実施し、対策が必要と判断した箇所については順次対応をしているところです。 評議員からの施設等に関する要望等については、学校を通じて教育委員会にいただければ、順次対応を検討していきたいと考えていることからご理解をいただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。	

No	分類項目	意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方	修正箇所	修正内容(案)
45	本件のパブリックコメント実施に関することについて	今回のパブリックコメントについて、周辺情報をもっと提供すべきであり、不要な混乱を招くこととなる。	今回の検討に当たっては、委員会の会議において様々な資料・情報が提示されたものに基づき、検討を行ったものであり、すべてを答申案に盛り込んではいません。詳細な会議の資料及び会議録については、市ホームページにも掲載しています。また、本答申案のパブリックコメントについては、広く市民等の意見を募るため、市のパブリックコメント手続条例に基づき、生駒市学校教育のあり方検討委員会が実施しているものです。	原案のとおりとします。	
46	本件のパブリックコメント実施に関することについて	答申案のページが多く、読むにも時間がかかる。本編は貸出になっており、それが不可能なら印刷しないといけないのは不便である。	本答申案のパブリックコメントについては、広く市民等の意見を募るため、市のパブリックコメント手続条例に基づき、生駒市学校教育のあり方検討委員会が実施しているものです。答申案については本検討委員会としての結論に至るまでに重要と判断した資料等が含まれているため、一定量にならざるを得ませんでした。本編の貸出については、一定のページ数を超えるものについては、印刷や費用の都合上、貸出用として準備させていただいているものとなっていますが、本編の内容を抜粋した概要版については配布させていただいております。また、期間についても、本条例に定める期間の要件を満たしたものとなっていますが、時期を踏まえた期間の設定等については、今後実施する案件等におきまして考慮していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。	原案のとおりとします。	
47	本件のパブリックコメント実施に関することについて	パブリックコメントの実施時期について、年末年始で忙しいことから、期間を延長いただきたい。			